

定款

(第1条)

第1条 当法人は、一般社団法人障がい者アート協会と称し、この定款を以てその目的とする。

(第2条)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京府東京市に置く。

第2章 目的及び事業

(第3条)

第3条 当法人は、アートを通じて視覚・聴覚・知的障害者、身体障害者、高齢者、障害のある人や企業が活躍するための環境づくり、障がい者や高齢者の社会参加の促進、社会福祉の向上を図ることを目的とする。

(第4条)

第4条 当法人は、上記の公益目的を達成するため、全国を活動の場とする。また、障がい者アート作品の制作・販売、アートワークショップの開催、アートに関する調査研究の推進、アートを通じた社会福祉の向上を図る。

(第5条)

第5条 障がい者アート作品の制作・販売、アートワークショップの開催、アートに関する調査研究の推進、アートを通じた社会福祉の向上を図る。また、障がい者や高齢者の社会参加の促進、社会福祉の向上を図る。

令和2年4月3日作成

一般社団法人障がい者アート協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人障がい者アート協会（以下、「当法人という。」）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県飯能市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、アートを通じて様々な障がいと共に生きる人々と社会貢献を考える個人や企業が繋がるための架け橋となり、障がいと共に生きる人々の社会参加と平和な社会の実現を目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、上記の公益目的を達成するため、全国を対象に次の事業を行う。

- (1)障がい者アート作品に特化したオンラインギャラリーの管理運営を通じたアート活動の普及
- (2)障がい者アート作品の企業への二次利用推進及び障がい者への助成金支給
- (3)社会貢献を検討している企業へのコンサルティングや実施サポートを通じた企業の障がい者支援活動の促進
- (4) その他、公益目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定により当法人の社員となつた者をもつて構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 当法人の社員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になつたとき及び毎年、社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、任意にいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して、予告をするものとする。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至つたときは、社員総会の決議によつて、当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかつたとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になつたとき
- (3) 総社員が同意したとき。

(4) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令及びこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

2 社員総会は、主たる事務所の所在地で開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、

当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき、1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(役員資格)

第21条 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 当法人の監事には、当法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって、解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第28条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要に応じて開催する。

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するには、代表理事は理事会の日の5日前までに各役員に対して、必要事項を記載した書面をもって通知する。

4 前項の規定にかかわらず、役員の実全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産及びその他の財産)

第37条 当法人の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 理事会において基本財産とすることを決議した財産
- (2) 公益社団法人への移行日以後に基本財産として寄附された財産

3 その他の資産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり、翌年11月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によつて変更することができる。

(解 散)

第43条 当法人は、社員総会において総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によつて解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 附 則

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第47条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 埼玉県入間市東藤沢2丁目8番30号

設立時社員 熊本豊敏

住所 埼玉県さいたま市緑区大字大門120番地1

ガーデンコート浦和東2201

設立時社員 吉川智也

住所 埼玉県入間市東藤沢2丁目8番30号

設立時社員 アトリティ株式会社

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(施行日)

第49条 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日から施行する。

以上は当法人の現行定款に相違ない。

令和2年4月3日



埼玉県飯能市八幡町16番12号

一般社団法人障がい者アート協会

